

鶴の里 子育てガイドブック



町では、あなたの子育て応援します

鶴田町



	 妊娠・出産	ページ	 乳児（0～1歳）
母子保健	◆妊娠届出 ······ 1 ◆出生届 ······ 2 ◆誕生証書交付 ······ 2 ◆禁煙・受動喫煙予防 ······ 8		◆乳児一般委託健康診査 ······ 7 ◆赤ちゃん訪問 ······ 7 ◆ママの料理教室 ······ 8 ◆乳幼児健診 ······ 7・8 ◆予防接種 ······ 7・10
医療	◆出産育児一時金 ······ 3 ◆医療機関一覧 ······ 11 (鶴田町・五所川原市)		◆乳幼児医療費給付 ······ 4 ◆医療機関一覧 ······ 11 (鶴田町・五所川原市)
福祉・少子化対策	 ◆児童育成支援金制度 ······ 2 ◆子ども手当 ······ 12		◆児童育成支援金制度 ······ 2 ◆ひとり親家庭等医療費給付 ··· 5 ◆重度心身障害者医療費助成 · 6 ◆子ども手当 ······ 12 ◆児童扶養手当 ······ 13 ◆特別児童扶養手当 ······ 13 ◆障害児福祉手当 ······ 13 ◆保育所 ······ 14 ◆育児サークル ······ 18 ◆子育て支援センター ······ 19
教育・その他			

鶴田町では、平成16年に朝ごはんを中心とした食生活の見直しを基本に全国で初めての「朝ごはん条例」を制定しています。

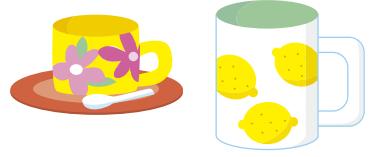
朝ごはん運動の取り組みを中心に家庭・地域・学校・行政が一体となって、すべての子どもが健やかに育ち、保護者の皆さん安心して子育てできる町づくりを進めています。

このガイドブックは、地域全体で子育てを応援するため、町の子育てに関する情報をとりまとめ紹介しています。いつもそばに置いて、育児や子育てにお役立てください。

平成24年1月 鶴田町長 中野 擎司

幼児（1～6歳）	小学校
<p>◆乳幼児健診……………7・8 ◆予防接種……………7・10</p> 	<p>◆予防接種……………7・10</p> 
<p>◆乳幼児医療費給付……………4 ◆医療機関一覧……………11 (鶴田町・五所川原市)</p>	<p>◆医療機関一覧……………11 (鶴田町・五所川原市)</p>
<p>◆児童育成支援金制度……………2 ◆ひとり親家庭等医療費給付……………5 ◆重度心身障害者医療費助成……………6 ◆子ども手当……………12 ◆児童扶養手当……………13 ◆特別児童扶養手当……………13 ◆障害児福祉手当……………13 ◆保育所……………14 ◆育児サークル……………18 ◆子育て支援センター……………19</p> 	<p>◆児童育成支援金制度……………2 ◆ひとり親家庭等医療費給付……………5 ◆重度心身障害者医療費助成……………6 ◆子ども手当……………12 ◆児童扶養手当……………13 ◆特別児童扶養手当……………13 ◆障害児福祉手当……………13</p> 
<p>◆幼稚園……………20 ◆国際交流……………30</p> 	<p>◆小学校……………21 ◆就学援助費支給制度……………22 ◆障害児教育……………22 ◆学校給食……………22 ◆サンシャインスクール……………23 (放課後児童クラブ等) ◆国際交流……………30</p>



	中学校・高校	各種相談等
母子保健	<ul style="list-style-type: none">◆予防接種 ······ 7・10◆思春期教室 ······ 8 	<ul style="list-style-type: none">◆子育て相談 ······ 19◆ひとり親家庭支援 ······ 25◆教育相談電話 ······ 27◆児童虐待など相談 ······ 27◆配偶者からの暴力など相談 ··· 27◆子育てや家庭などの相談 ····· 28
医療	<ul style="list-style-type: none">◆医療機関一覧 ······ 11 (鶴田町・五所川原市)	
福祉・少子化対策	<ul style="list-style-type: none">◆ひとり親家庭等医療費給付 ·· 5◆重度心身障害者医療費助成 · 6◆子ども手当 ······ 12◆児童扶養手当 ······ 13◆特別児童扶養手当 ······ 13◆障害児福祉手当 ······ 13 	
教育・その他	<ul style="list-style-type: none">◆中学校 ······ 21◆就学援助費支給制度 ······ 22◆障害児教育 ······ 22◆学校給食 ······ 22◆奨学資金（高校・大学等） ··· 24◆国際交流 ······ 30	

妊娠がわかつたら

まずは医療機関で診察を受けて、
「妊娠届出書」を役場へ提出してください。

妊娠届出

<届出先>

役場 健康保険課 健康長寿班 窓口

<持参するもの>

- ・妊娠届出書、妊婦連絡票

<交付されるもの>

- ・母子健康手帳
- ・妊婦健康診査無料受診票
(妊娠健診14回分・超音波検査4回分・子宮頸がん検査1回分
H T L V - 1 検査1回分・クラミジア検査1回分)
- ・各種パンフレット
- ・妊娠婦10割給付証明書 (国民健康保険加入者のみ)



※届出時、保健師による交付内容の説明と健康相談があります。心配なことや妊娠中に関する相談がありましたら気軽にご相談ください。

<日 時>

月～金曜日 8：15～17：00 (年末年始、祝・祭日は除く)

問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班 (Tel0173-22-2111内133)



赤ちゃんが生まれたら

出生届

<持参するもの>

- ・出生証明書、母子健康手帳

*生まれた日から14日以内に届出してください。

名前は、常用漢字・人名漢字の範囲内でつけてください。

名前に使用できる文字には制限があります。



問い合わせ先

町民生活課 くらしの窓口班 (Tel0173-22-2111内153)

誕生証書交付

出生届の2か月後に誕生証書を交付します。(当日は、誕生証書に手型・足型をとり、広報掲載用の写真撮影があります。)

また、保健師や栄養士等による育児講話、子育て支援センターの保育士による絵本の読み聞かせなどがあります。

児童育成支援金制度

少子化対策の一環として、町独自に3人目の子どもから支援する制度です。

<要件>

- ・夫婦(養育者)のどちらかが鶴田町に5年以上住んでいること。
- ・2人以上の子どもを扶養していること。



<給付方法>

- | | |
|----------------------|------|
| ・最初3人目が生まれたときに誕生日祝い金 | 30万円 |
| ・3歳に達したときに健やか祝い金 | 10万円 |
| ・小学校へ入学したときに入学祝い金 | 20万円 |
| ・中学校へ入学したときに入学祝い金 | 20万円 |
| ・中学校を卒業したときに卒業祝い金 | 20万円 |

*4人目からは110万円、5人目からは120万円と10万円ずつ増額になります。

問い合わせ先

町民生活課 くらしの窓口 (Tel0173-22-2111内153)

出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。
※社会保険に加入している方は各事業所にお問い合わせください。

出産育児一時金の額 1人につき42万円

(ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産された場合は39万円となります。)

<直接支払制度>

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みになっています。

原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

※出産費用が42万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院などにお支払いください。

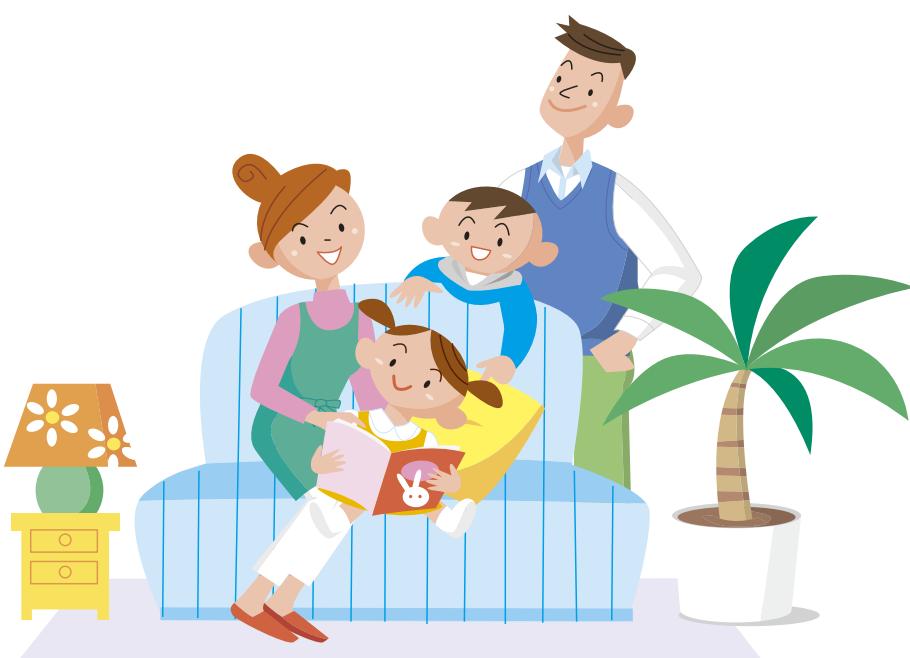
また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。差額分の請求方法、必要なものについては、下記にお問い合わせください。

※出産育児一時金が医療保険者から医療機関などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です。

(ただし、出産費用を退院時に医療機関などにいったんご自身でお支払いいただくことがあります。)

問い合わせ先

健康保険課 国保介護班 (TEL0173-22-2111内145)



乳幼児医療費の全額給付

乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に支給する制度です。

<対象者>

出生の日から就学前の乳幼児



<手続きに必要なもの>

保険証、印鑑、保護者の振込口座のわかるもの

※転入の場合は所得証明書（児童手当用）が必要です。

<支給方法>

現物給付（県内の医療機関において受給資格証・保険証を提示すれば、町が一部負担金を医療機関へ支払います。）

償還払い（医療機関において保険診療の一部負担金を支払い、その領収書を添付し町に申請すると、後日支給されます。）

※現物給付については、平成23年11月診療分から県内医療機関受診の場合、附加給付対象保険組合加入者を除いて現物給付となります。

◎町独自の制度として

- ・満4歳以上～就学前までのお子さんについては、本来、外来の場合月1,500円、入院の場合1日500円の自己負担が発生しますが、これについては町が負担します。
- ・また、所得制限をなくしたこと、どなたでも給付の対象となります。

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内163)



ひとり親家庭等医療費給付

ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る制度です。

<対象者>

ひとり親家庭等の父又は母及び児童並びに父母のない児童

<手続きに必要なもの>

保険証、印鑑、保護者の振込口座のわかるもの

<自己負担>

児童は自己負担なし

父又は母の医療費は、医療機関ごとに1月につき1,000円

<支給方法>

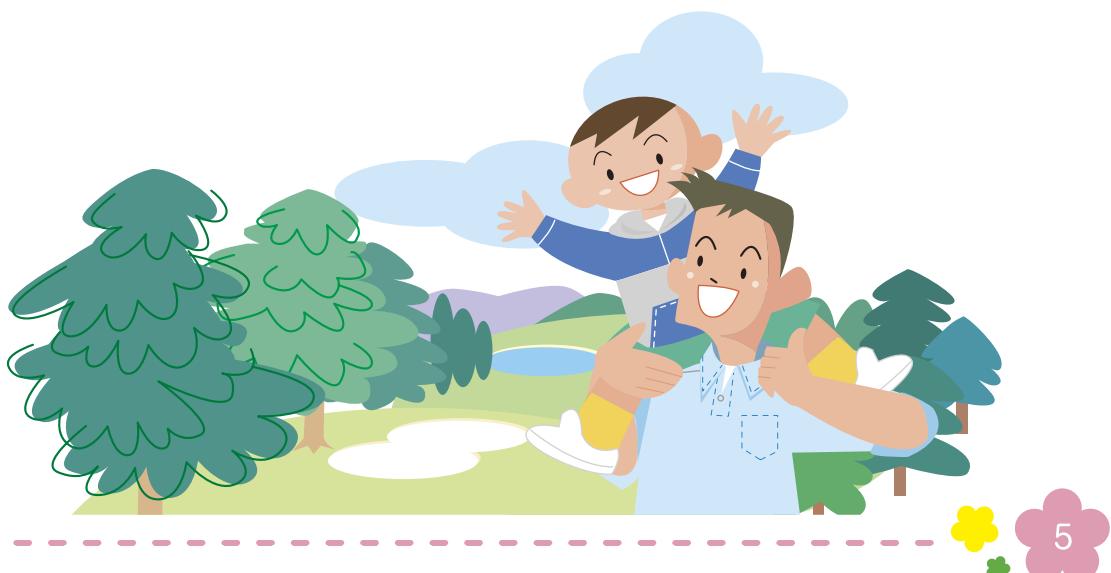
現物給付（県内の医療機関において受給資格証・保険証を提示すれば、町が一部負担金を医療機関へ支払います。）

償還払い（医療機関において保険診療の一部負担金を支払い、その領収書を添付し町に申請すると、後日支給されます。）

※児童にあっては、平成23年11月診療分から県内医療機関受診について、附加給付対象保険組合加入者を除いて現物給付となります。

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内162)



重度心身障害者医療費助成

重度心身障害者の健康を保持するため、その医療費の一部を助成することにより自己負担の軽減及びその養育の推進により福祉の増進を図る制度です。

<対象者>

身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する方

青森県愛護手帳Aに該当する方

精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

<手続きに必要なもの>

保険証、印鑑、保護者の振込口座のわかるもの

<自己負担>

課税世帯は自己負担1割

非課税世帯自己負担なし



<支給方法>

現物給付（国民健康保険の加入者は、町が一部負担金を医療機関へ支払いします。）

償還払い（社会保険加入者は、医療機関において保険診療の一部負担金を支払い領収書を町に申請し、後日支給されます。）

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内163)



乳児一般委託健康診査無料受診票の交付

乳児（1歳未満）の心身の異常を早期発見し、子どもの健やかな育成を図るため、健康診査を1回無料で受診することができます。

問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（TEL0173-22-2111内133）

予防接種手帳の配布

P 10に詳細あり

定期予防接種としてBCG、ポリオ、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）、麻疹・風疹混合、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）の予防接種を行っています。

接種については、予防接種手帳の各予診票に記入し、指定の医療機関で個別に行うことになります。

問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（TEL0173-22-2111内131～132）



赤ちゃん訪問

皆さんの子育てを応援するために、保健師や看護師による赤ちゃん訪問を行っています。出生後2か月以内にご連絡してから伺います。

問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（TEL0173-22-2111内132～133）

乳幼児健診

P 9に詳細あり

4か月児健診では、主に小児科医の診察、身体計測、保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導などを行います。

4か月児健診のほか、7か月・10か月・1歳6か月・3歳児健診を実施しています。

問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（TEL0173-22-2111内133）

母子保健・乳幼児健診内容

出産のための相談から、出生後2か月以内の訪問相談、乳幼児健診、育児相談など下記のとおり実施しております。

なお、町では隨時、出産や育児、思春期に関する相談に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

母子保健事業

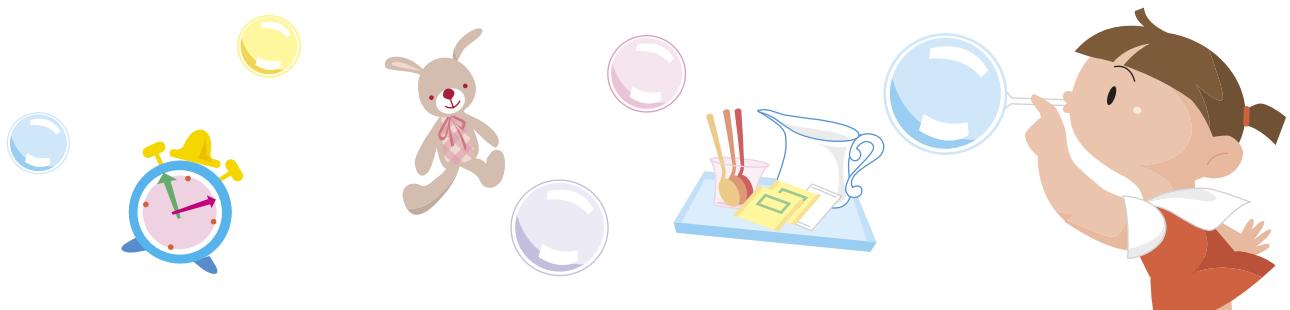
事業名	事業内容	対象者	場所
母子健康手帳交付及び保健指導	妊娠届出時の保健指導	妊娠届出者	健康保険課
妊婦委託健康診査受診票交付	医療機関での健診受診票交付説明	妊娠届出者	健康保険課
妊婦訪問	本人又は医療機関から依頼のある妊婦	隨時	家庭訪問
子どもの事故予防啓発普及	出産届出時及び各健診時にパンフレット配布	乳幼児の保護者	健康保険課
産婦・乳児訪問	産婦・乳児の健康状態把握及び支援	産婦・乳児	家庭訪問
禁煙・受動喫煙予防	禁煙に対する支援(妊婦・乳児健診時)	妊娠婦	鶴遊館
ママの料理教室	乳幼児を持つママのための料理教室	乳幼児の保護者	鶴遊館
食生活等状況調査 肥満状況調査	子どもたちの健康指標として活用	園児・小中児童生徒	学校等
朝ごはん推進事業	調理実習・講話等	小中児童生徒	学校
思春期教室	1年生 喫煙予防 3年生 性教育	中学生	鶴田中学校



乳幼児健診

事業名	事業内容	対象者	場所
4か月児健診 (毎月実施)	小児科診察・育児相談 成長発達確認 離乳食指導等	4か月児	鶴遊館
7か月児健康相談 (毎月実施)	離乳食指導・育児相談 成長発達確認・虫歯予防 早寝早起きのすすめ等	7か月児	鶴遊館
10か月児健診 (毎月実施)	小児科診察・育児相談 成長発達確認・虫歯予防 早寝早起きのすすめ等	10か月児	鶴遊館
1歳6か月児健診 (年4回実施)	小児科及び歯科診察 育児相談 病気の早期発見 精神運動発達の確認 正しい生活リズムと食生活支援	1歳6～9か月児	鶴遊館
3歳児健診 (年4回実施)	小児科及び歯科診察 視力及び聴覚検査 育児相談 病気の早期発見 精神運動発達の確認等 正しい生活リズムと食生活支援	3歳6～9か月児	鶴遊館
精神発達精密健診	1歳6か月児健診・3歳児健診結果に基づき、さらに詳しい発達状況の把握と支援の必要な児童への精密検査及び事後指導の実施	1歳6か月児・3歳児	鶴遊館

※実施日や実施場所は、「鶴田町健康カレンダー」及び「広報つるた」をご覧ください。



予防接種内容

予防接種は、予防接種法に基づいて実施しております。

なお、接種の方法については次の表のとおりとなっております。



対象疾病	対象年齢（標準）	回数	接種方法	通知
BCG	生後0～6か月未満 (生後3～6か月未満)	1回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
ポリオ	生後3～90か月未満 (生後3～18か月)	2回	集団接種	予防接種手帳 健康カレンダー
三種混合 (ジフテリア・ 破傷風・百日咳)	1期初回 生後3～90か月未満 (生後3～12か月)	3回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
	1期追加 初回1年後 90か月未満 (12～18か月)	1回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
二種混合 (ジフテリア・ 破傷風)	11～12歳 (小学校6年生)	1回	個別医療機関	学校から通知
麻しん 風しん混合	1期 生後12～24か月未満 (12～15か月)	1回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
	2期 小学校就学前1年間	1回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
	3期 中学1年生1期のみの 接種者で平成24年度で終了	1回	個別医療機関	学校から通知 健康カレンダー
	4期 高校3年生1期のみの 接種者で平成24年度で終了	1回	個別医療機関	役場から通知 健康カレンダー
日本脳炎	1期初回（3歳）	2回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
	1期追加（4歳）	1回	個別医療機関	予防接種手帳 健康カレンダー
	2期（9歳）	1回	個別医療機関	学校から通知 健康カレンダー



<個別接種指定医療機関>

医療機関名	予約方法	実施曜日・受付時間
町立中央病院 22-2261	電話等 月・木 9:00~16:00 水・土 9:00~11:30	予約時にご確認下さい。
今岡医院 22-2027	窓口又は電話(2日前まで) 月~水・金 9:00~17:00 木・土 9:00~11:30	予約時にご確認下さい。
カククリニック 22-6884	窓口又は電話で診療時間内	予約時にご確認下さい。

<近隣医療機関一覧表>

名称	電話	診療科	名称	電話	診療科
(鶴田町)			てらだクリニック	33-1200	内
町立中央病院	22-2261	内・外・整・眼・小	永田小児科アレルギー科内科	34-5611	小・ア・内
今岡医院	22-2027	内	こどもクリニックおとも	39-2151	小・ア
カククリニック	22-6884	内	佐藤内科小児科医院	35-4155	内・小
瓜田医院	22-3232	内・眼	安斎レディースクリニック	33-1103	産・婦
			エルム女性クリニック	38-4188	産・婦
(五所川原市)			いちのへ耳鼻科	33-8733	耳鼻
西北中央病院	35-3111	内・外・整・眼・小・泌・皮・リ・産・婦・脳	鈴木耳鼻咽喉科医院	35-2775	耳鼻
			山本耳鼻咽喉科	35-5667	耳鼻
健生五所川原診療所	35-2542		いたい皮膚科	38-4976	皮
白生会胃腸病院	34-6111	内・外・整・眼・小・泌・皮・リ	きむら皮膚科	38-1155	皮
布施病院	35-3470	精	田町小山クリニック	34-3431	内
増田病院	35-2726	内	白戸胃腸科外科	34-6211	内・外
駅前クリニック	38-5100	内	川崎胃腸科内科医院	34-3330	内
中村内科医院	35-3598	内	富田胃腸科内科医院	34-3211	内
江渡内科医院	34-3000	内	田辺胃腸科外科医院	35-6355	内・外
浩和医院	34-5078	内	桂整形外科医院	34-3737	整
かねひらクリニック	35-3167	内	中村整形外科医院	34-0123	整
櫛引クリニック	33-1155	内・外	中井整形外科医院	35-3802	整
清水クリニック	35-3663	内	まつもと整形外科クリニック	33-5413	整
木村内科医院	35-2815	内	楠美泌尿器科	35-8250	泌
瀬川内科クリニック	33-0202	内	そうま泌尿器科クリニック	38-1177	泌
			復明堂眼科医院	33-0010	眼
			三上眼科医院	35-2577	眼

子どもの手当

子ども手当

※申請が必要です

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援する制度です。0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に支給します。

<対象期間>

生まれた翌月から15歳になった後の最初の3月31日まで（中学校3年生の年度末まで）

<支給額>

- ・0歳～3歳未満（一律） 15,000円
- ・3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円
- ・3歳～小学校修了前（第3子） 15,000円
- ・中学校（一律） 10,000円

※支給額については、平成23年10月分～24年3月分までの
内容であり、今後変わることが予想されます。



<支払期日>

6月・10月・2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

<手続き>

出生届（転入届）後15日以内に担当窓口で「認定請求書等」の提出が必要です。

{手続きに必要なもの}

- ・健康保険被保険者証の写し等
(請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出)
- ・請求者の銀行等の口座番号

※その他、必要に応じて提出する書類があります。
(養育している子どもと別居している場合など)

<現況届>

毎年6月に現況届を提出しなければなりません。この届けは、6月1日における
状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件（子どもの監督や保護、生計同一）
を満たしているかどうかを確認するものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意
ください。

{手続きに必要なもの}

- ・健康保険被保険者証の写し等
(請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出)

※その他、必要に応じて提出する書類があります。

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内161)

児童扶養手当

父母の離婚、父母のどちらかが死亡などによって、一方からしか養育を受けられないひとり親家庭、父または母が一定の障害のある家庭で子どもを育てている方に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合や事実婚等により受給できない場合もあります。また、所得制限もあります。

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内162)

特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の心身障害により、日常生活において常時特別な介護を必要とする場合、家庭で養育している人に支給されます。

ただし、受給者とその扶養義務者について一定以上の所得がある場合や児童が福祉施設などに入所している場合は受給資格がありません。

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内162)

障害児福祉手当

20歳未満の重度の心身障害児が、在宅で日常生活において常時介護を必要とする場合支給されます。

ただし、受給者とその扶養義務者について一定以上の所得がある場合や児童が福祉施設などに入所している場合は受給資格がありません。

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内164)



子どもの育児支援

保育所（園）

町には公立保育所1か所と私立保育所（園）6か所があります。

保護者が就労や病気などの理由で、日中家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

0歳から5歳までの乳幼児を預けることができます。

<保育園の内容>

生 活：お昼寝、おやつなどがあって通常8時間の保育ですが、延長保育などもあります。

送 迎：保護者による送迎。通園バス等がある園もあります。

休 み：日曜・祝日・年末年始・土曜日（希望保育）・休日保育実施の園もあります。

食 事：給食（主食持参日もあります。）

保育料：保護者の所得によって決まります。



<入所（園）申込み>

・4月入所（園）希望の方

毎年1月頃、希望する施設又は役場に直接申し込むことになります。

（詳しくは、広報つるた12月号でお知らせします。）

決定通知は、町から保護者へ3月中旬に直接通知します。

・途中入所（園）希望の方

入所（園）を希望する施設又は役場に直接申し込むことになります。

<広域入所申込み>

保護者の勤務先などの都合により、町外の保育所（園）を希望する場合は町民生活課 福祉支援班に申込みください。

<保育所（園）の紹介>

名 称	電 話	公私	定員	送迎	保育時間	住 所
鶴田中央保育所	22-4900	公立	60		7:00~18:00	鶴田字早瀬 186
つるた乳幼児園	22-3765	私立	100		7:00~18:00	鶴田字相原 68-2
梅沢保育所	28-2317	私立	40	○	7:00~18:00	横蕪字森口 13-10
はやせ保育園	22-5847	私立	60		7:00~18:00	鶴田字早瀬 60-4
水元保育園	22-5715	私立	40	○	7:00~18:00	廻堰字下桂井 26-5
野木保育園	22-5719	私立	40	○	7:00~18:00	野木字東松虫 3-2
つるのこ保育園	22-5325	私立	60	○	7:00~18:00	胡桃館字蓮沼 221

※鶴田中央保育所は平成28年3月末で閉所となります。

<保育料>

保育所（園）の運営には、人件費・施設の管理費や給食費などの経費（保育所運営費）がかかります。鶴田町全体の保育所運営費は、保護者の皆様からいただく保育料、国・県・町が支出する負担金でまかなっています。（ただし、町立保育所の場合は、国・県の負担はありませんが、地方交付税の中に含まれます。）

※保育所を運営するための経費のうち、全保育所運営経費の約1／4が保護者負担分（保育料）ですが、鶴田町では独自に保育料の軽減も行っています。

※①は国が定めた負担割合を表したものです。

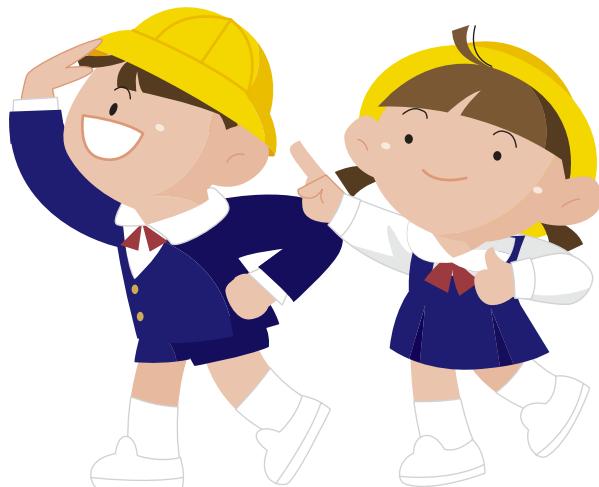
②は国が定めた保護者負担分の約8%を町が独自に軽減した負担割合を表したものです。

①国基準に基づく負担割合

国負担分 約37%	県負担分 約19%	町負担分 約19%	保育料 約25% (保護者負担)
②町が保護者分を軽減			
国負担分 約37%	県負担分 約19%	町負担分 約27%	保育料 約17% (保護者負担)

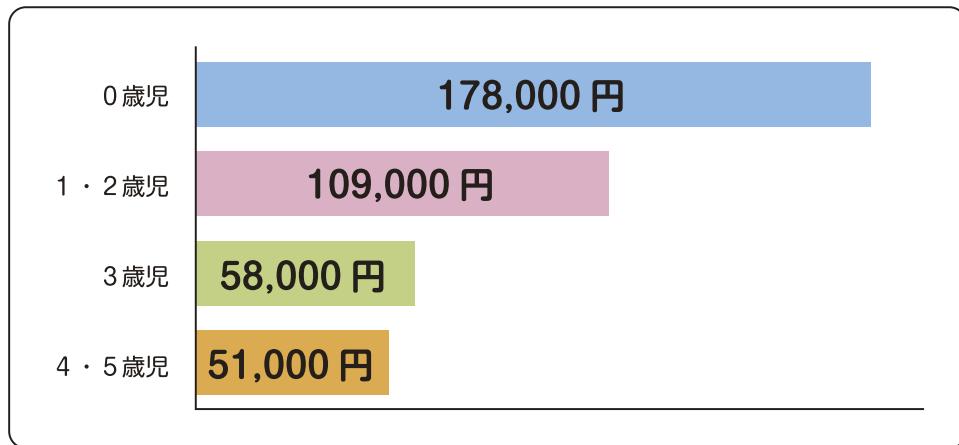
↑
鶴田町が独自に軽減している分 約8%

鶴田町では、国が定めている保護者負担分よりも低く保育料を設定しています。町が独自に軽減した分は、町が保護者に代わって負担しています。



保護者の方に負担していただく保育料は、お預かりしたお子様を安全に保育するため、給食材料費や教材購入費、職員人件費、光熱水費、施設管理費などに充てられます。

年齢別一人当たり保育経費（月額）



児童の年齢が高くなるにつれて児童1人当たりの経費が下がっていきます。これは、国の基準により、高年齢児に比べ低年齢児の方が保育士の配置が手厚くなっていることによります。（0歳児3人に保育士1人、1・2歳児6人に保育士1人、3歳児20人に保育士1人、4・5歳児30人に保育士1人を配置）

H23年度鶴田町階層別月額保育料一覧（下段国基準）(単位:円)

階層	所得状況	3歳未満	3歳以上
第1	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)
第2	非課税世帯	7,000 (9,000)	5,000 (6,000)
第3	課税世帯（母子等）	15,000 (18,500)	12,000 (15,500)
	課税世帯	16,000 (19,500)	13,000 (16,500)
第4	40,000未満	23,000 (30,000)	20,000 (27,000)
第5	40,000～103,000未満	26,000 (44,500)	23,000 (41,500)
第6	103,000～413,000未満	30,000 (61,000)	27,000 (56,240)
第7	413,000以上	30,000 (80,000)	27,000 (56,240)

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内161)

特別保育サービス内容

<延長保育>

通常の保育時間内にお迎えできないお子さんを午後6時以降延長して預かります。

- 午後8時まで：つるた乳幼児園
- 午後7時まで：梅沢保育所・はやせ保育園・水元保育園
野木保育園・つるのこ保育園

<休日保育>

休日の保護者の就労等により保育が必要なお子さんを預かります。

- 実施保育所（園）：鶴田中央保育所・つるた乳幼児園
はやせ保育園・水元保育園・つるのこ保育園

<一時保育事業>

就労・通院・リフレッシュなどの理由で一時的に保育ができないときに、日中、お子さんをお預かりします。

- 実施保育所（園）：はやせ保育園

<障害児保育事業>町単独

町では、町独自に中度・軽度の障害時保育事業を行っています。

- 委託保育所（園）：つるた乳幼児園

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (TEL0173-22-2111内161)



育児サークルの紹介

<育児サークル「クローバー」>

乳幼児を持つお母さんを対象に、母親同士の交流、親子のふれあい、子育て支援センター専門員や町保健師による子育てアドバイス等の場を提供しています。

開催回数 月1～2回（乳幼児健診で日程配布）

開催時間 10：00～11：30

会 場 鶴遊館 栄養相談室

問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（TEL0173-22-2111内133）

<育児サークル「スマイルズ」>

乳幼児を持つお父さん、お母さん、子育てに関わる人たちが集い、器楽演奏を楽しんでいます。器楽演奏を通してコミュニケーションが豊になり、明日への活力となっています。

練 習 日 毎週月曜日

時 間 18：00～19：00

場 所 つるた乳幼児園 にじのホール

活 動 年2回 コンサート

問い合わせ先

つるた乳幼児園（TEL0173-22-3765）



町子育て支援センター

子育て支援センターとは、主に乳幼児を持つ親とお子さんが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場所です。子育て情報の提供の場として支援活動など様々な事業を行っています。

○委託保育所（園）： つるた乳幼児園

○子育てなんでも相談

電話相談：22-3765（24時間受付）

面接相談：月～土曜日 9:00～17:00（要申込予約）

訪問相談：随時（要申込予約）

子育て相談日：毎月第4土曜日（予約不要、直接お出でください。）

○その他実施内容

育児講座・子育て談話室の開放・保育園の開放（妊婦、乳児親子保育体験・幼児親子保育体験・大人、小中校生ふれあい体験）

出張保育（親子リフレッシュタイム・町乳児健診時他）



～ちょっと気になる？～ こんなときは気軽にご相談ください。

- ・ミルクを飲んでくれない
- ・夜泣きで困る
- ・人の言うことが理解できない
- ・名前を呼んでも振り向かない
- ・どもる
- ・落ち着きがなくじっとしていられない
- ・手足を自由に動かすことが難しい
- ・その他子育ての問題で困っている（オムツが取れない、左利き等）
- ・ある音の発音ができない
- ・ことばが遅い、はっきりしない
- ・人とのコミュニケーションが難しい
- ・身の回りのことが一人でできない
- ・極端に近づいて物を見る

○楽しいことば遊びを通じて、正しい発音ができるようになります。

○お母さんたちと一緒に楽しく遊ぶことによって、人とのかかわり方を育てます。

○障害のある子どもに応じた子育ての仕方を一緒に考えるとともに、専門家の指導をあおぐなどのお手伝いもしています。

○お母さんたちの子育てにおけるいろいろな悩みの相談を受けます。

○「子育て」について、困っていること、心配なことなど、どんなことでも、お気軽にご相談ください。

※詳しくは園にお問い合わせください。

問い合わせ先

つるた乳幼児園（Tel0173-22-3765）

幼稚園

3歳から小学校に入るまでの子どもを保育します。3歳から通う3年保育、4歳から通う2年保育があります。

幼稚園では毎日の生活習慣を身につけ、友達との関わりを通して、集団生活での社会性を学びます。

<幼稚園の紹介>

名 称	電 話	公私	定員	送迎	保育時間	住 所
ひなづる幼稚園	22-5362	私立	90	○	9:30~15:00	鶴田字中泉4

<幼稚園の内容>

生 活：登園時間は午前8時から行っています。預かり保育は午後6時まで行っています。

送 迎：保護者による送迎。希望により通園バスがあります。

休 み：日曜・祝日・夏休み・冬休み

食 事：給食

毎月の保育料：保育料18,000円 給食費3,800円(入園料及び冬期間の暖房費等は別途かかります)

<入園申込み>

4月入園希望の方：毎年11月から日曜・祭日を除き、園で受付します。

途中入園希望の方：園で隨時受付します。

<預かり保育の実施>

通常の保育時間内にお迎えできないお子さんを午後6時まで延長して預かります。また、長期のお休み（夏休み・冬休み）の時もお子さんをお預かりします。

<満3歳児からの保育実施>

満3歳となった誕生日の翌日から入園できます。

[幼稚園就園奨励費補助金]

町内に居住し、町内又は町外の私立幼稚園にお子さんを通園されている方に経済的負担の軽減を目的に、所得状況に応じた補助を行っています。

申請方法は幼稚園を通じて書類が配布されます。

対象者：生活保護世帯・町民税非課税世帯・町民税所得割非課税世帯

町民税所得課税額が一定以下の世帯

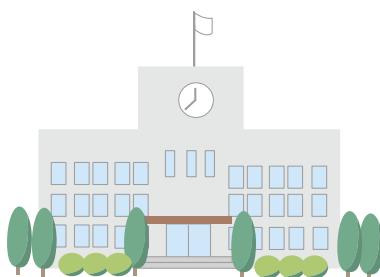
問い合わせ先

教育委員会 学務総務班 (Tel0173-22-2111内213)

子どもの入学

小学校・中学校の入学

町内には、小学校6校と中学校1校があります。



<小学校>

学校名	電 話	住 所	地 域
鶴田小学校	22－2021	鶴田字鷹ノ尾 11－2	本町・大巻・強巻・亀田・新田子
菖蒲川小学校	22－2775	菖蒲川字一本柳 71－1	菖蒲川・大性・鶴泊
梅沢小学校	28－2047	横范字松倉 16－1	横范・松倉・沖・瀬良沢
胡桃館小学校	22－3256	胡桃館字北田 171	胡桃館・境・中野・山道
富士見小学校	22－2280	野木字西鶴見 90	鶴寿団地・木筒・野木・前中野・後中野・間山・尾原
水元中央小学校	22－2462	妙堂崎字杉元 75	妙堂崎・廻堰・田の尻

<中学校>

学校名	電 話	住 所	地 域
鶴田中学校	22－3233	鶴田字渡舟 80－1	全 町

<就学時健康診断及び入学説明会>

小学校に就学する前年の10月、11月に健康診断と入学説明会を合わせて行います。
通知は、実施日の1か月前に住所地の小学校から届きます。

<入学手続き>

小学校、中学校とも、入学する年の1月下旬に教育委員会から入学通知書が届きます。

次の場合は教育委員会に申し出てください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・病気やその他の理由で入学を遅らせたいとき
- ・国立や私立の学校に入学するとき（学校長の入学承諾書が必要です。）
- ・特別支援学校に入学するとき
- ・町内住所地の学区以外に通学を希望するとき

<転校手続き>

転入・転出・転居のいずれの場合でも、住民異動の際、町民生活課くらしの窓口班で発行される住民異動届出書を教育委員会学務総務班（2階）に持参してください。必要な手続きをいたします。

※住民異動手続きが伴わない転校の場合は、教育委員会学務総務班へご相談ください。

<就学援助費支給制度>

小・中学校に通学する児童生徒の保護者で経済的理由から給食費の支払いや学習に必要な学用品などの購入が困難な方に援助を行う制度です。

認定基準

町に住所を有し、町の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で生活保護受給世帯程度に、生活が困っていると認められた方です。

認定方法

指定の申請書を提出していただき、民生委員児童委員等の意見を参考に世帯構成や所得状況、証明書等を国の生活保護基準に照らし合わせ審査認定します。

所得状況等によっては就学援助が受けられないこともあります。

申請手続き

毎年1月中に在籍している学校に申込書を提出していただきます。

<障害児教育>

心身に障害のあるお子さんのために、小・中学校の特別支援学級（知的・言語・情緒）や特別支援学校（県立養護学校）があります。

<学校給食（小・中学校）>

町では、「朝ごはん条例」を制定し、完全米飯給食を基に地場産品を使用した学校給食の推進と学校給食を通じた食育の推進を目指しています。

保護者負担給食費 小学校 1食当たり 245円
中学校 1食当たり 270円

問い合わせ先

教育委員会 学務総務班（Tel0173-22-2111内213）



子どもの就学支援

サンシャインスクール

(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)

サンシャインスクールは、小学生を対象に仲間と一緒に過ごすことのできる場所を提供し体験活動などを行いながら、保護者が安心して働く環境づくりのお手伝いをしています。

<放課後児童クラブ・放課後子ども教室>

名 称	場 所	電 話	備 考
サンシャインスクールつるた	鶴田小学校内	26-0135	
サンシャインスクール公民館	鶴田町公民館内	22-6017	
サンシャインスクール菖蒲川	菖蒲川小学校内	22-2238	
サンシャインスクール梅沢	梅沢小学校内	28-3466	
サンシャインスクールくるみ	胡桃館小学校内	22-2465	
サンシャインスクール水元中央	水元中央小学校内	22-2819	
サンシャインスクール富士見	富士見小学校内	22-5576	

<開設日>

月～金曜日 放 課 後～午後6時まで
土曜日 午前8時15分～午後6時まで
春夏冬休期間中 午前8時15分～午後6時まで
※日曜日・祝日・年末・年始・お盆期間は休館となります。



<対象者>

町内の小学校に在籍する児童 小学1年～6年生

<参加費>

登録料 児童1人につき 年額 1,000円（保険料）
利用料 児童1人につき 月額 2,000円

問い合わせ先

教育委員会 社会教育班 (Tel0173-22-2111内215・211)

奨学資金

<鶴田町奨学金制度>

町では、経済的な理由により修学困難な高等学校・専門学校・大学生等に「鶴田町奨学金貸与基金」を設置して貸与しています。

奨学金の額

高等学校 月額 1,500円～10,000円

高等専門学校・短期大学・専修大学・大学

月額 13,000円～30,000円

奨学金の貸与期間

奨学生に決定した日の属する月からその学校の正規の修学期間とする。



奨学生の選定

- ・身体強健、品行方正で学業優秀な方
- ・在学又は最終出身校の学校長が奨学生として推薦した方
- ・町民の子どもであること
- ・経済的な理由により修学が困難である方

同一世帯の前年所得が

世帯人数4人以下で480万円以下であること

世帯人数5人以下で600万円以下であること

※青森県育英奨学金については、高等学校・専修学校・大学に修学する生徒・学生に貸与しています。

○高等学校奨学金は、県内の中学校に配布してある「高等学校奨学金予約申込書」に所要事項を記入し、所得課税証明書等を添付して在学する中学校へ提出してください。

○大学奨学金は、県内の高等学校に配布してある「大学奨学生願書」に所要事項を記入し、添付書類とともに学校の指定する期日までに在学する高等学校へ提出してください。

(問い合わせ先 県教育庁 教職員課内

財団法人青森県育英奨学会 Tel017-722-1111内5178)

問い合わせ先

教育委員会 学務総務班 (Tel0173-22-2111内213)



ひとり親家庭への支援について

ひとり親家庭のために

<財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会>

ひとりで悩んでいませんか

母子会は、ひとりで子育てをし、ひとりで生活を支えている、そんな方々の悩みや苦しみを少しでも和らげたり、互いに助け合い、励まし合いながら、母子・寡婦の福祉のために様々な活動をしています。

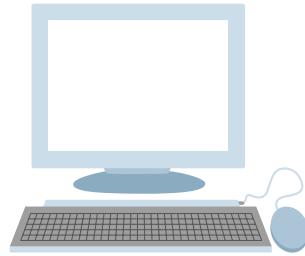
就業・自立支援センター事業の実施

就業支援講習会：訪問介護員養成研修2級課程講習会

パソコン講習会

調理師試験準備講習会

就業相談・就業情報提供の実施



母子相談事業

一般相談：母子家庭を対象に、生活・養育等の身の上相談

(受付 8:30～17:15 電話017-734-3780)

法律相談：母子家庭・寡婦・父子家庭を対象に無料法律相談を実施しています。

教育・相続・財産・養育費などの問題にお応えします。

要予約 電話017-734-3780

相談日 每月第3火曜日 13:00～15:00

場 所 県民福祉プラザ3階 県母子寡婦福祉連合会

母子福祉制度（町・西北地域県民局地域健康福祉部福祉総室）

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・児童扶養手当
- ・遺児等援護対策事業
- ・母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター
- ・ひとり親家庭リフレッシュ支援事業
- ・母子自立支援員
- ・母子・寡婦福祉資金



問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (Tel0173-22-2111内162)

西北地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (Tel0173-35-2156)

西北地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室 (Tel0173-38-1555)

<鶴田町母子寡婦福祉会>

町には、母子寡婦福祉会という福祉団体があります。

事務局は、町社会福祉協議会内にあり会員同士の親睦を図り、西北五管内においてのスポーツ大会、学習会、交流会や県内を中心とした福祉大会などに参加しています。

問い合わせ先

町社会福祉協議会内 母子寡婦福祉会 (Tel0173-22-3394)



子どもを育てるための相談について

教育相談電話

子どもの悩みや心配ごとの相談を電話で受けます。
秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- ・いじめ、不登校など学校生活に関すること
- ・育児不安、子どもをたたいてしまうなど
- ・子どもについて心配なこと
- ・学校でのトラブルなど



問い合わせ先

町教育委員会 Tel0173-22-2111 内210・250

児童虐待などの相談

児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止に関する相談などお受けします。

名 称	電 話
町健康保険課 健康長寿班	0173-22-2111 内 131
子ども虐待ホットライン (西北地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室)	0120-75-6552 (フリーダイヤル)
五所川原警察署 (生活安全課)	0173-35-2141

※児童虐待を発見した場合や虐待かもしれないと疑いをもった場合、非行など要保護児童を発見した場合には、子ども総室（児童相談所）に相談しましょう。相談や通告者の秘密は守られます。

配偶者からの暴力などの相談

相談内容	名 称	電 話
暴力や一時保護等に関すること	女性相談所（配偶者暴力相談支援センター） DVホットライン	017-781-2000 0120-87-3081
暴力やカウンセリング等に関すること	男女共同参画センター	017-732-1022
暴力に関すること	西北地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（福祉事務所）	0173-35-2156

子育てや家庭などの相談

子育てのことで悩んでいることはありませんか
子育てや出産等子どもと家庭に関わる様々な相談に対応します。

- ・子どものしつけに悩んでいるとき
- ・子どもの発育や性格で悩んでいるとき
- ・子どもの病気や障害で悩んでいるとき
- ・子どものいじめや友人関係、学校でのトラブルで悩んでいるとき
- ・家族関係や家庭の問題で悩んでいるとき
- ・誰に相談していいかわからないとき



県子ども家庭支援センター 電話 017-732-1011

相談専用電話番号 017-775-8080

※相談上の秘密は固く守ります。また、匿名でも相談に応じます。

行政・人権相談

町では、皆さんからの行政に対する意見や要望、また日頃生活する上での困り事など様々な相談に行政相談委員、人権擁護委員の皆さんが対応いたします。

相談日 毎月10日（役場が休日の時は後日となります。詳細は広報つるたでお知らせしています。）

相談時間 10：00～15：00

場所 役場国際交流会館1階 102会議室

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班（Tel0173-22-2111内161）



思春期・心の悩み相談

<精神保健福祉相談>

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気などに関する相談に応じます。

<思春期精神保健福祉相談>

不登校やひきこもり、やる気が出ない、拒食・過食、家庭内暴力等、思春期に起りがちな問題などの相談に応じます。

<ストレス相談>

犯罪被害、自殺・交通事故等の不慮の事故、肉親の死亡、リストラ等の大きな出来事に遭遇した後の長期間にわたる強いストレスの問題に悩んでいるなどの相談に応じます。

青森県立精神保健福祉センター・精神保健福祉相談

<こころの電話 017-787-3957・3958>

相談には臨床心理士等が対応します。(要予約)

<あおもり思春期研究会>

10代の恋愛や性についての悩みごとの相談を電話でお受けします。

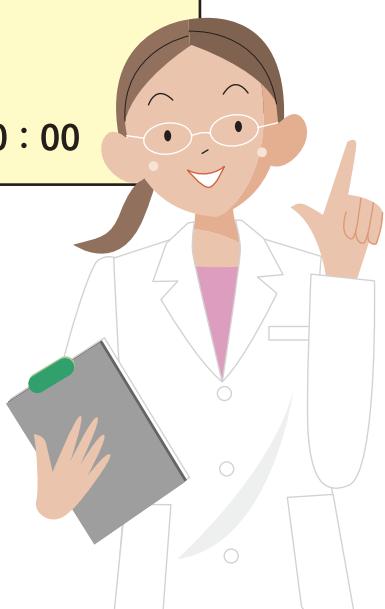
10代の方だけでなく、10代のお子さんをお持ちの保護者からの相談にも対応しています。

青森県立保健大学内 思春期相談センター

☆秘密は守ります

<電話 017-765-4112>

毎週火曜日（祝祭日は除く）17：00～20：00



国際交流について

国際交流員・外国語指導助手の活動

当町では、国際化時代に対応する人材の育成を目的に、昭和52年（1977年）7月27日に、米国オレゴン州フッドリバー市と姉妹都市盟約を締結しました。

そこで、姉妹都市フッドリバー市から国際交流員1名、国が行っている「語学指導を行う外国青年招致事業」から国際交流員1名を招致し、保育所（園）、幼稚園、小学校で英語を教えています。子どもたちが幼少期から英語に慣れ親しめるように、歌やゲームなどの遊びを交えながら楽しく教えています。

また、中学校では「語学指導を行う外国青年招致事業」から招致した外国語指導助手が、教師と協力しながら英語の授業を行っています。

<保育所（園）、幼稚園>

国際交流員が、歌やゲームをしながら楽しく英語を教えます。

<小学校>

国際交流員が、「小学校英語活動科指導書」に基づき、ビデオやCD、ピクチャーカードなどの教材を活用しながら英語を教えます。

<中学校>

外国語指導助手が、教師と協力しながら英語の授業を行っています。

<中学生大使派遣事業>

毎年3月中旬から11日間の日程で、姉妹都市米国フッドリバー市に約20名の中学生（2年生）を派遣しています。ホームステイをしながら小、中学校や各種施設を訪問し、地元の方々と交流を深めます。

<鶴田町姉妹都市青少年交流基金>

鶴田町の青少年が、姉妹都市への留学や中学生大使として派遣される際に渡航費用を無利子で貸与する制度です。詳細につきましては、問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

問い合わせ先

総務課 まちづくり班 (Tel0173-22-2111内線264)



memo



発 行 平成24年1月

発 行 者 鶴 田 町
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1

企画・編集 鶴田町：町民生活課・健康保険課・教育委員会
総務課